自主管理手引書（例）

　　年　　月　　日 策定

１　衛生管理責任者

　　衛生管理責任者を『　　　　　　　　　　　　　　　　　　』とする。

２　衛生管理責任者の役割

　　衛生管理責任者の主な役割は次のとおりとする。

1. 衛生管理（改善）計画及び手順等の作成、記録、評価、改善
2. 従事者に対する業務内容の周知徹底
3. 衛生管理状況の確認
4. 緊急時の対策及び連絡体制の文書化
5. 従事者に対する緊急時の対策及び連絡体制の周知徹底

３　衛生管理計画及び手順等の作成、記録、評価、改善

例　　別紙１（１）～別紙１（４）　参照

(1)　換水、清掃、消毒、水質検査等の衛生管理を適正に行うため、次の図書類を整備保管する。

1. 入浴設備の系統図（別紙１－(1)）
2. 維持管理対象設備の一覧表

（別紙１－(2)）

1. 維持管理項目一覧表
2. 設備機器維持管理手順書
3. 年間管理記録表（別紙１－(3)）
4. 月間管理記録表（別紙１－(4)）

(2)　点検表等は、事故発生時の原因究明と速やかな対策実施のため、また、福祉保健センター等からの求めに応じて速やかに提出できるよう、整理したうえで一定期間保存する。（残留塩素濃度測定の記録、水質検査結果は検査日から３年間保管する。）

(3)　計画・手順の運用状況と効果を確認するため、異常発生時等に次の事項について手順書及び点検表等の記録を振り返る。その結果から計画・手順の見直しを行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 計画・手順を見直すタイミング | 検討する内容 |
| レジオネラ属菌が検出された | ・原因は何か  ・清掃、消毒等が手順書どおり実施されていたか  ・清掃の手順、頻度は適切か  ・貯湯槽の温度設定は適切か  ・ |
| 設備に生物膜が蓄積している | ・原因は何か  ・清掃、消毒等が手順書どおり実施されていたか  ・清掃の手順、頻度は適切か  ・ |
| 設備を入れ替えた | ・手引書の設備リストを更新したか  ・維持管理の手順に変更はないか  ・ |
|  |  |

４　緊急時の対応

例　　別紙２　『レジオネラ症対応チェック表（例）』 参照

1. 衛生管理責任者は、水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合又はレジオネラ症患者（疑いを含む）が発生した場合に備えた緊急時の手順書を作成する。
2. 緊急事態が発生した場合は、次の措置を行い、直ちに、施設が所在する福祉保健センターへ通報し必要な助言を受けるとともに、予め定めている手順に基づき対応する。

　　【緊急時の措置】

* 1. 入浴設備の使用を中止する。
  2. 浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持する。
  3. 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。
  4. 利用者の健康状況を調査する。

1. 事故後実施した作業内容について記録し、保管する。

例　　別紙３　『設備等の対応記録（例）』 参照

５　入浴前の利用者に対する対応

　　浴槽に入る前に身体をよく洗うなど、利用者に衛生上の注意を喚起する。

６　旅館業法施行細則に基づく衛生管理

　　衛生管理責任者は次の衛生措置基準を遵守し、従事者に周知する。

　【旅館業法施行細則第５条（浴室等の管理の基準）】

※浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、(3)及び(4)（これらの規定中浴槽水に係る部分に限る。）、(5)から(11)まで並びに（13）から(15)までに掲げる基準は、適用しない。

(1)　原湯、原水、上がり用湯、上がり用水は、次の表に定める基準に適合するように水質を管理すること。

(2)　浴槽水は、次の表に定める基準に適合するように水質を管理すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 基準 | | 検査方法 |
| 原湯、上がり用湯  (原水、上がり用水) | 浴槽水 |
| ①色度 | ５度以下 |  | 比色法又は透過光測定法 |
| ②濁度 | ２度以下 | ５度以下 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ③pH値 | 5.8以上8.6以下 |  | ガラス電極法 |
| ④全有機炭素（TOC）の量 | ３㎎/L以下 | ８㎎/L  以下 | 全有機炭素計測定法 |
| （塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが不適切な場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量） | 10㎎/L以下 | 25㎎/L  以下 | 滴定法 |
| ⑤大腸菌 | 検出されないこと |  | 特定酵素基質培地法 |
| ⑥大腸菌群 |  | １個/mL  以下 | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法 |
| ⑦レジオネラ属菌 | 検出されないこと  (10cfu未満/100mL) | | ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法 |

※温泉等を使用する場合、(1)では①から④の基準を、(2)では②及び④の基準を適用することが困難で、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと認められるときは、基準を適用しないことができる。

(3)　原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水は、浴室等の使用開始の日前までに水質検査を行い、(2)に規定する基準（以下「水質基準」という。）に適合していることを確認すること。

(4)　原湯、上がり用湯及び浴槽水は、１年に１回以上、水質検査を行い、その水質検査の結果が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて原水及び上がり用水の水質検査を行うこと。

(5)　浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯若しくは原水を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。

(6) 浴槽は、次に掲げる浴槽の区分に応じ、それぞれに定めるところにより衛生措置を行うこと。

ア　ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽　１週間に１回以上、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内からできる限り排水した上で、適切な洗浄方法でろ過器等内の汚れを排出し、ろ過器等内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

イ　ろ過器を使用せずに浴槽水を循環させる浴槽　適切な頻度で、配管内からできる限り排水した上で、配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

ウ　ア及びイに掲げる浴槽以外のもの　毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

(7)　 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用して行うとともに、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。ただし、これにより難い場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。

ア　浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定し、かつ、当該濃度を0.4㎎/L以上とすること。

イ　浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、かつ、当該濃度を3㎎/L以上とすること。

(8)　原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯の温度は摂氏60度以上に、貯湯槽を設ける場合又は原湯その他浴用に使用する湯水を循環する場合においては給湯管内の湯の温度は摂氏60度以上（加温装置の最大稼働時にあっては、摂氏55度以上）に、返湯管内の湯の温度は摂氏55度以上（加温装置の最大稼働時にあっては、摂氏50度以上）に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽、給湯管及び返湯管内の湯水について適切な消毒を行うこと。

(9)　貯湯槽は、１年に１回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。

(10)　集毛器は、毎日清掃及び消毒すること。

(11)　消毒装置の維持管理は、適切に行うこと。

(12)　湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。

(13)　浴槽又は浴槽水からレジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）の使用を中止するとともに、当該浴槽及び当該浴槽と循環している浴槽水（以下「循環水」という。）を同じくする浴槽の気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講ずること。

(14)　浴槽からあふれた湯水及び浴槽からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、浴槽からあふれた湯水を回収する部分及び回収槽（以下「回収槽等」という。）の清掃及び消毒を頻繁に行い、回収槽等内の生物膜を除去するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽等の湯水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

(15)　脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。

(16)　営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(17)　営業者は、(3)に規定する水質検査の結果については水質検査後速やかに、(4)に規定する水質検査の結果については１年に１回、それぞれ旅館業施設水質検査結果報告書（第２号様式）により保健所長に報告するとともに、これら水質検査の結果については入浴者の見やすい場所に掲示する等自主的な公表に努めること。

(18)　営業者は、(3)又は(4)に規定する水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に報告するとともに、適切な措置を講ずること。

(19)　営業者は、(3)及び(4)に規定する水質検査の結果並びに(7)の規定による測定の結果をそれぞれの水質検査又は測定の日の翌日から起算して３年間保管すること。

(20)　営業者は、入浴者等にレジオネラ症の患者又はその疑いがある者が発生した場合は、直ちに市長に報告するとともに、適切な措置を講ずること。

７　横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱　レジオネラ症を防止するための技術的管理指針に基づく管理（旅館業法施行細則で定めのない内容を抜粋）

　（循環式浴槽設備の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 清掃及び消毒 |
| 設備 | ろ過器及び循環配管 | 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること |
| 中央循環式給湯設備の貯湯槽 | 温度を適切に管理すること  貯湯槽内水温：60℃以上、給湯栓末端水温：55℃以上 |
| 気泡発生装置、連通管、循環吸込口、排水口 | 気泡発生装置、連通管、循環吸込口、排水口などの浴槽水が滞留する箇所は、定期的に清掃すること |
| 水位計配管 | 少なくとも週に１回、適切な消毒方法で生物膜を除去すること |

（中央循環式給湯設備の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備・器具 | 点検・管理 | 清掃等 |
| ボイラー  （温水器） | 月１回の点検  （本体、燃焼装置、制御装置等） | 法定検査(労働安全衛生法)が必要なものは、年１回の分解清掃 |
| 補給(膨張)水槽 | 月１回程度の換水 | 年１回程度の清掃（密閉式を除く） |
| シャワーヘッド  給湯栓 | 週に１回、内部の水が置き換わるように通水  ６か月に１回の点検 | 年１回程度の分解清掃、消毒 |

入浴設備の系統図　（例）

○温泉循環配管等系統図（概要）　例

（別紙１－１）

回収槽

○○ｍ３

浴槽１

ろ過器

源泉

P

P

1F

２F

熱交換器

原湯槽○○ｍ３

公共下水道へ

ガス

分離

設備

1000ｍ

塩素

注入

装置

塩素

注入

装置

浴槽２

ジェット

水流装置

連通管

熱交換器

水位計

気泡発生装置

塩素

注入

装置

集毛器

集毛器

（別紙２）

**レジオネラ症対応チェック表（例）**

水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合や

レジオネラ症患者（疑いを含む）が発生した場合に使用

※ 対応済のものは□にチェック

1. □　事故の内容について福祉保健センターに通報する。

＿＿＿＿＿区福祉保健センター生活衛生課　環境衛生係

電話：　　　　　　　　　FAX：

1. □　被害拡大防止のため、直ちに、浴槽の使用を自粛する。

　　　＊使用自粛する浴槽や設備については福祉保健センターの指示に従うこと。

1. □　浴槽・循環ろ過器等の設備の現状を保持する。

＊原因究明のため必ず行うこと。

1. □　過去2週間の施設利用者数、健康被害の有無の調査を行う。
2. □　次の図面・書類を確認し、現状の管理内容を把握する。　※ 確認したものは□にチェック

□　図面：施設平面図／循環系統図／給排水系統図／その他

□　水 質 検 査 ：水質検査結果

□　日常管理記録：残留塩素測定の記録／浴槽点検清掃の記録

／集毛器点検清掃の記録／消毒設備点検清掃の記録

* 定期管理記録：ろ過器の逆洗・消毒の記録

／循環配管高濃度塩素消毒の記録

　／回収槽点検清掃の記録　／貯湯槽点検清掃の記録

／配管点検清掃の記録

□　設備管理対応業者の連絡先：

1. □　設備の清掃・消毒作業を実施する。

＊事前に作業手順を福祉保健センターと調整すること。

＊実施場所・日時・作業工程等を記録し（業者委託する場合は報告書提出を受け）、福祉保健センターへ報告すること。

循環ろ過系統（ろ過器、配管）の洗浄・消毒作業の記録は、

別紙３ 設備等の対応記録 （例）を参考に作成する。

1. □　浴槽水のレジオネラ属菌水質検査を実施する。

＊⑥の清掃・消毒作業の効果を確認するため必ず実施すること。

＊採水場所・日時・採水時の状況、検査機関、検査結果及び検査結果を受けた対応等を記録し、福祉保健センターへ報告すること。

検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、再度⑥の作業を行い、

水質検査を実施する。

1. □　現状の問題点を把握する。

　　　　(1) 発生場所（原因）と現状の管理状況等の問題点を把握する。

　　　　(2) 構造設備及び管理について、条例規定の適合状況を確認し、問題点を把握する。

1. □　問題点をふまえた改善措置を行う。

　　　　(1) 管理について

　　　　　　維持管理内容に関わる問題点を改善する。

　　　　　　維持管理の手順を見直して改定した手引書及び点検表を従業員へ周知する。

　　　　　　管理記録の保管及び問題発生時の対応方法等について定める。

　　　　(2) 構造設備について

　　　　　　設備の問題点を改善する。

1. □　事故対応として行った作業（④～⑦）、把握した問題点及び改善措置内容

（⑧、⑨）について、福祉保健センターへ報告書を提出する。

（別紙３）

設備等の対応記録（例）

実施日時：　　　　年　　　月　　　日（　　時　　分開始）～　　　月　　　日（　　時　　分終了）

作業場所（名称）：

作業内容：自主（作業責任者：　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　委託（業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名：　　　　　　　　　）

(1)　配管等の状況　：　別紙、図面のとおり

　　※消毒作業を行う設備(ろ過装置、回収槽等)　及び　配管(ろ過系統、熱交換器系統、連通管等)の状況がわかる系統図など

(2)　作業内容

①　使用消毒剤名及び原液濃度　：

② その他の使用薬剤名及び原液濃度：

③　使用残留塩素測定器名及び測定範囲　：

④　作業内容　表のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日時 | 作業内容 | 遊離残留塩素濃度測定  （測定場所：　　　　　） |
|  | 浴槽等の洗浄  ※具体的に作業方法を記載 |  |
|  | 排水、水張り  ※消毒作業は市水で実施 |  |
|  | 消毒作業開始  ※具体的に作業方法を記載。途中消毒剤を追加した場合の詳細も記入 | 開始直後　時刻：  濃度： |
|  | 〔注1〕 浴槽水の遊離残留塩素濃度を10mg/Lに調整（浴槽水量、塩素系薬剤の有効塩素濃度から、投入量を算出）して、ろ過器を２時間連続運転する。  途中で遊離残留塩素濃度が5mg/Lを下回った場合は、規定濃度となるまで塩素系薬剤を追加投入する。 | 作業中　時刻：  濃度： |
| 〔注2〕 ２回目の消毒作業については福祉保健センターと調整を行うこと |
|  | 消毒作業終了 | 終了時　時刻：  濃度： |
|  | 循環系統の洗浄（すすぎ）  ※すすぎ作業は2回以上実施することが望ましい  ※すすぎ１回ごとにすすぎ水を完全に排水し、水を入れ換える |  |
|  | 作業終了  ※浴槽水の遊離残留塩素が0.4～1.0mg/Lであることを確認 | 終了時　時刻：  濃度： |